## 令和5年第4回農業委員会総会会議録

令和5年第4回船橋市農業委員会総会を令和5年4月7日午後3時00分船橋市役所10階中会議室に招集する。

## 出席委員

農業委員(14人)

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 髙橋 光一

土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員(2人)

伊藤 栄一 藤平 尚志

議長
それでは、出席数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回農業委員会総会を開催いたします。

事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は傍聴人の入室を許可します。

局長傍聴人はおりません。

議長
それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長
それでは、指名いたします。

3番、織戸孝委員と、5番、湯浅清春委員の両名にお願いいたします。

議案審議に入る前に、報告事項1を先に行います。

事務局より報告を願います。

局長 事務局です。報告事項1、職員の定年退職、人事交流及び昇格についてご報告いたします。議案書7ページをご覧ください。

初めに、職員の定年退職についてでございます。 3月31日付で○○事務局長が定年退職いたしました。 続きまして、4月1日付の人事交流につきましてご報告いたします。 まず、農業委員会から出向いたしました職員を紹介いたします。 総務係の○○係長が健康福祉局福祉サービス部地域福祉課へ異動となりました。 次に、新たに配属された職員を紹介いたします。 管理部教育総務課より、私、○○が事務局長に着任いたしました。 新規採用職員として、○○主事が総務係に配属されました。 次に、昇格した職員を紹介いたします。 総務係の○○主任主事が総務係長に昇格しました。 農地係の○○主任主事が副主査に昇格しました。 このたびの人事交流等につきましては、会長専決として処理をいたしましたので、ご報告いたします。 それでは、紹介した順にご挨拶をいたします。 なお、○○前事務局長は、本日、業務の都合により欠席となっております。 ○○係長 挨拶 ○○○局長 挨拶 〇〇主事 挨拶 ○○係長 挨拶 挨拶 ○○副主査 局長

また、本日は名前だけでの紹介となりますが、会計年度任用職員につきましては、今年度より農地係に○○、総務係に○○が配属されております。

皆様のお手元に事務局職員の名簿をお配りしてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

皆様方、引き続きよろしくお願いします。

報告は以上でございます。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長。

農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

それでは、今月4日、神山茂樹委員、伊藤栄一推進委員とともに審査をいたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

議案第1号の1につきましては、西船に在住の譲受人が、隣接する当該農地を取得し、接道の確保により農業経営の安定を図るものです。

農業従事者は3名、世帯従事日数は900日、農機具を一式保有しております。

議案書2ページ、地図3から5ページをご覧ください。

議案第1号の2から3につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第1号の2から3につきましては、山野町に本社を置く農地所有適格法人以外の法人である譲受人が、当該農地を賃借し、新たに農業経営を開始するものです。

農業従事者は5名を予定しており、農機具は一式導入予定となっております。

平成21年の法改正により、農地所有適格法人以外の法人であっても、解除条件付の契約によれば、貸し借りが可能となったため、本申請に解除条件を付した賃貸借契約書の写しが添付されております。

以上、議案第1号の1につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、議案第1号の2から3につきましては、農地法第3条第2項の第2号及び第4号を除く各号に該当せず、加えて農地法第3条第3項各号の要件

局長

議長

議長

石井審査班長

を含む、許可要件の全てを満たしているので、許可すべきものと思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。齋藤委員。

この議案第1号の2と3の譲受人である法人は、法改正で可能となった解除条件付契約により当該地を借り受けるということです

が、解除条件付契約とはどういうものであるか説明をお願いいたします。

議長 事務局。

事務局 解除条件付契約とは、例えば耕作しなかったり、又は農地として使わず違法に他の目的で使用した場合は、貸主から解除できると いう内容を盛り込んだ契約になります。

議長 よろしいですか。齋藤委員。

齋藤委員 定期的にその土地を検査するというか、見に行って調査する仕事はどういうふうにやるのでしょうか。

議長 事務局。

> 譲受人には1年に1回報告書を提出させ、その内容を審査します。あとは、近くを通る際に現場を確認し、適切な耕作を行ってい るかどうかの確認をする等を想定しております。

よろしいですか。

分かりました。

ほかにご質問、ご異議等ございませんでしょうか。菊池委員。

農業に新しく参入する場合の参入の要件がありますよね。5反でしたか?

下限面積ですか。

農地を何反以上耕作しないと、農家になれないという要件がありましたよね。

議長 下限面積の要件はなくなりました。

菊池委員 法改正があったのですか。

はい。

齋藤委員

事務局

議長

齋藤委員

議長

菊池委員 議長

菊池委員

菊池委員

そうですか。失礼しました。

議長

よろしいですか。

菊池委員

これなら問題ないですね。

議長

事務局、下限面積について説明願います。

事務局

今年の4月1日から法律が変わりまして、それまでは下限面積である5,000平方メートル以上耕作しないと、農地の取得や貸し借りができなかったのですが、5,000平方メートルなくても可能となりました。

菊池委員

もし、下限面積要件が変わってなかったら、借りることはできなかったですか。これは農地適格法人以外ですけれども。

議長

事務局。

事務局

下限面積要件が変わっていなければ、引き続き 5,000 平方メートル以上耕作する必要はありましたので、今回の議案第1号の 2 と 3 の譲受人が借りることはできなかったということになります。

菊池委員

ということは、法改正の第1号受益者になるわけですね。分かりました。どうもありがとうございます。

議長

議案第1号の1も50アールを満たしていなかったと思います。その辺、事務局改めて説明願います。

事務局

議案第1号の1についても5,000平方メートルを満たしておりません。今回の法改正により下限面積がなくなったので申請に至った案件になります。

菊池委員

分かりました。どうもありがとうございました。

議長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。石山委員。

石山委員

議案第1号の2と3の譲受人である法人は、分譲住宅を含めた住宅の開発業者だと思うのですが、この業者が農業経営を開始する という動機、目的はどのように説明されているのですか。

議長

審査班、どうぞ。

石井審杳班長

不動産会社が農業部門で設立するということで、20アールの農地にビニールハウスを建てて、イチゴの直売をする観光農園を計画しています。

議長

石山委員。

石山委員

ということは、新規事業の1つだと考えていいのですか。

石井審査班長

はい。そのように聞いております。だから、ハウスも自分の会社で建てる。

石山委員

会社でハウスを建てて、そこでイチゴ栽培をして、直売をするということでしょうか。

石井審査班長

そうです。直売以外にも加工食品用に栽培すると聞いております。

石山委員

加工食品というのはジャムとかですか。

石井審查班長

ジャムとか、その原料となるイチゴをパンに練り込んで使用すると聞いています。

石山委員

現実的に加工食品を作るというのは難しくないのですか。

議長

事務局。

事務局

今回、議案第1号の2と3の譲受人が行う事業ですが、農業経営実施計画書によると、イチゴのビニールハウスを建てて観光農園をやられるという計画で上がっております。

こちらの譲受人ですが、ベーカリー事業がございまして船橋市内にも店舗があります。今回の申請地で作ったイチゴを、例えばジャムにしたり、イチゴサンドにする等、加工食品に使用する予定も考えているということを聞いております。

石山委員

ありがとうございます。

議長

よろしいですか。

菊池委員

今、非常に珍しいケースかもしれないですけれども、最近同様の事例が地域で増えていると聞いています。やっぱり非農業の企業が農業に利益目的で入ってくるという、そういうインセンティブが出てきているというように言われています。それが本当だとしたら非常にいいことだと思います。法人からの報告は毎月ですか、半年に一度ですか。

議長

事務局。

事務局

1年に1回です。

菊池委員

きっちりとしたイチゴの農家として活動しているかを報告してもらうことは、非常に良いことだと思います。不動産業においても

いろいろな方がいらっしゃいますから、他の目的で農地を使用することがないようにしていただけたらと思います。

石山委員

議案第1号の2と3の譲受人である法人は、今まで市街化調整区域の分譲開発を結構積極的にやってきた会社ですよね。それが新しく農業にコミットして、イチゴの栽培をやるとなると、本当に大丈夫かなというような気を持ったのでお聞きしました。

議長

ほかに質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の4から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

土橋審査班長

それでは、今月4日、小川晃委員、藤平尚志推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図6から8ページをご覧ください。

議案第1号の4から5につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第1号の4から5につきましては、高根町に在住の譲受人が、隣接する当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は2名、世帯従事日数は360日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、譲受人が経営する中古車販売店の移転に伴い、父である譲渡人から当該地を使用貸借により借り 受け、車両置場として整備するものです。

現地は現況畑の田で、隣接地は雑種地及び用悪水路となっており、周囲は土留め鋼板及び単管パイプ柵を施工、雨水については砕 石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接しているこ とから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。齋藤委員。

譲渡人と譲受人ですが、住所が一緒ですが、どういう関係でしょうか。

親子です。

ほかに。齋藤委員。

親子で、貸借関係で、永年ということは、最終的には相続という形を考えての貸借ですか。

十橋審杳班長 当然そうなると思います。

そうですね。分かりました。 齋藤委員

十橋審杳班長

局長

議長

議長

土橋審査班長

齋藤委員

議長

齋藤委員

議長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の2から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、建設業を営む譲受人が、事業の拡大により既存の資材置場及び駐車場が手狭になったため、利便性の高い当該地を取得し、資材置場及び駐車場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田、雑種地及び用悪水路となっており、周囲は鋼板を施工、雨水については、アスファルトによる自然浸透 及び南側の水路に放流することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者へは説明済です。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

議案第2号の3につきましては、解体業を営む譲受人が、事業の拡大により既存の資材置場及び車両置場が手狭となったため、隣接し利便性の高い当該地を賃借し、資材置場及び車両置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田、雑種地及び用悪水路となっており、周囲は盛土斜面にコモ芝及び単管パイプ柵を施工、雨水については、 砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は譲渡人です。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。齋藤委員。

この15ページの構図と17ページの図面ですか、形が違うように思うんですけど、どうしてこういうことが起こるか、説明していただければ。長方形と、あと台形というか。

事務局。

15ページの構図と17ページの図面の違いですが、西側に隣接する資材置場の拡大になりまして、17ページの左側が現在使用している資材置場で、今回の申請によって新しく資材置場の拡張となる部分が、17ページ右側の長方形の部分という形になります。

分かりました。そういうことですね。

ほかにご質問等はございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の4から5を上程いたします。

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

議長

齋藤委員

議長

事務局

齋藤委員

議長

局長

## 十橋審查班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図18から20ページをご覧ください。

議案第2号の4につきましては、市内で有料老人ホームの運営業を営む譲受人が、事業を拡大するため、当該地を賃借し、都市計画法第34条第14号により、有料老人ホーム1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は転用許可済の畑、雑種地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は貯留浸透槽を設置し、汚水・ 雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、隣接に転用許可済地以外の農地はなく、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、融資証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、二和向台駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

議案書5ページ、地図21から23ページをご覧ください。

議案第2号の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地10棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留施設を設置し雨水管へ接続、 汚水・雑排水は下水本管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関しては住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないこと

を確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、英進幼稚園と介護老人保健施設みさきの郷の教育施設と社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案については、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の6を上程いたします。

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての意見を申し上げます。

議案書5ページ、地図24から26ページをご覧ください。

議案第2号の6につきましては、市内在住の譲受人が、親族所有地である当該地を使用貸借により借り受け、都市計画法第34条 第11号により、専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、転用許可済の畑、宅地及び水道用地となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。 また、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、理解したうえで当該地に居住する旨の約束書が提出されております。

議長

議長

局長

議長

石井審査班長

資力については、住宅を建築する場合に必要となる金額を残高証明書及び融資証明書で確認済であり、信用については、現在違反 行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、畑佐学園 しんめい幼稚園と特別養護老人ホームさわやか苑の教育施設と社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。齋藤委員。

> これも先ほど質問したのと同じなんですけれども、使用貸借、永年ということで、譲受人と譲渡人のご関係を、わかれば教えてい ただきたいと思います。

議長 事務局、説明をお願いします。

譲渡人が弟、譲受人が姉と義理の兄になります。 事務局

齋藤委員 そうしますと、相続ではできないということですよね。その先の話はどういうふうに考えているんですか。

議長 事務局。

相続後どうされるかということですと、今の段階では聞いておりません。

そういう問題については、この審査のときにそこまでは聞かないということでしょうか。

相続後どうされるかは、当事者間の問題となりますので、農地法の範囲外であるため、審査のときに聞いておりません。

よろしいですか。

事務局。

はい。

議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

なければ、採決をいたします。

そうですね。じゃあ結構です。

齋藤委員

事務局

齋藤委員

議長

議長

事務局

齋藤委員

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について、議案第3号を上程いたします。

本議案につきましては、2月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

本議案につきましては、2月に農政小委員会、3月に推進委員連絡協議会で検討を行いました。

その案を基に、3月の総会終了後に開催した推進委員との合同会議において最終案を決定いたしました。

それでは、内容について事務局から説明をお願いします。

令和5年度の最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

本日、案をお配りしておりますので、配付資料(別紙様式1)をご覧ください。

1ページ目は、I、農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)でございます。

1、農業委員会の現在の体制については記載のとおりです。

2、農家・農地等の概要については、直近でございます令和2年度の農林業センサス等、国の統計に基づいて記入しております。

なお、認定農業者数等については、現在、農水産課にて集計中でございます。後日、4月1日時点での数値を確認の上、事務局で 修正いたします。

2ページ目に移ります。Ⅱ、最適化活動の目標になります。

まず、1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題の現状についてですが、管内の農地面積は、令和4年耕作及び作付面積統計により1,150~クタール、これまでの集積面積は、農地台帳の集計により381.1~クタール、したがいまして、集積率は、381.1~クタールを1.150~クタールで割りまして、33.14パーセントとなっております。

続きまして、課題は令和4年度と同様、農業従事者の減少や高齢化に伴う遊休農地の増加。高齢化や後継者不足に伴い、経営規模

農政小委員長

局長

議長

総務係長

拡大を希望する担い手が減少。新規就農や新規参入等、新たな担い手の確保が困難。農地転用に伴う農地の減少。周辺農地の転用による営農環境の悪化。小規模な農地の分散。以上の内容を記載しております。

続いて、②目標についてですが、農地の集積の目標年度及び農地集積率については、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想」を根拠として、令和6年度末までに集積率43.5パーセントと設定しております。

この令和6年度末までに43.5パーセントを達成するためには、記載のとおり、本年度の新規集積面積は59.6~クタール、今年度末の集積面積(累計)は440.7~クタール、今年度末の集積率(目標)は38.32パーセントと設定する必要があります。

以上が、農地の集積に関する目標となります。

続きまして、(2)遊休農地の解消について説明いたします。

①現状及び課題。現状欄ですが、令和4年度農地利用状況調査結果を記載しております。その結果、1号遊休農地面積は69.8~クタール、うち緑区分の遊休農地は21.1~クタール、うち黄区分の遊休農地面積は48.7~クタール。なお、赤判定の再生利用の困難な農地について、非農地判断を検討しているところですが、未実施であることから、黄区分の遊休農地に含め、米印で注釈を記載しております。

課題ですが、昨年度の課題から、田の割合を修正し、農業者の高齢化や米の安値に伴う稲作離れ等により担い手が不足し、新たな 遊休農地が発生している。本市の遊休農地は69パーセントが田である。以上の内容を記載しております。

②目標、ア、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消ですが、令和4年度ではなく、一昨年の令和3年度の農地利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までに毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとされております。そのため、令和4年度の目標と同じ数値、26~クタールと5~クタールを記載しています。

b、黄区分の遊休農地の解消ですが、aと同様に、令和4年度ではなく令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を記載することから、令和4年度の目標と同じ数値、43ヘクタールを記載しています。

また、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針ですが、国から示される予定である工程表のひな形が現時点においても

農地係長

示されていないことから、昨年度に引き続き、「国から工程表の記載例が示され次第、農水産課、千葉県、公益社団法人千葉県園芸協会等関係機関と協議し、遊休農地解消に向けた工程表を策定する」と記載しています。

イ、新規発生遊休農地の解消欄ですが、令和4年度農地利用状況調査結果により、令和3年度時点では遊休農地ではなかった農地から新たに緑区分の遊休農地となった農地の面積2.3~クタールを記載しています。

次のページに移りまして、続いて(3)新規参入の促進について説明いたします。

①現状及び課題。現状欄ですが、令和2年度から令和4年度の実績に基づいて記載しています。令和2年度新規参入者は0経営体、0~クタール、令和3年度新規参入者は2経営体、1.3~クタール、令和4年度新規参入者は3経営体、1.5~クタール。

課題欄は、1つ目は、今までと同様、新規参入者の希望条件に合った農地を見つけることが難しい。2つ目は、下限面積が撤廃されたことから、従来からの課題を変更し、農業従事者の高齢化や後継者の不足により地域の担い手が減少していることから、新規参入者の確保・育成が必要。以上の内容を記載しております。

②目標ですが、今和元年度から令和3年度の「農地の権利移動・借賃等調査」の結果に基づいて記載しています。

令和元年度は5へクタール、令和2年度は3へクタール、令和3年度は7へクタール、以上3年間の平均が5へクタールとなります。過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を目標として設定するものとされていることから、目標面積を0.5へクタールと設定いたしました。

それでは、引き続き、3ページ、2、最適化活動の活動目標について説明いたします。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、令和4年度同様、1人当たりの活動日数は10日、最適化活動を行う農業委員の人数は0としております。これは推進委員との役割分担を明確にするためではございますが、推進委員は、現場活動等において必要な支援や協力を農業委員に求めるなど、十分に連携して活動を行うものとしております。

なお、推進委員と連携して現場活動を行った農業委員の皆様におかれましては、活動の内容を必ず活動記録簿にご記入の上、事務 局に提出をお願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標となります。活動強化月間の設定回数は、令和4年度同様、3回としております。

総務係長

取組項目は、①農地の集積、②游休農地の解消、③新規参入の促進を、それぞれ1回ずつ行うものとしております。

強化月間の内容につきましては、①農地を借りたい人、担い手のリストを活用し各地区ごとの担い手の意向把握に努める、②利用 意向調査を未回答の農地所有者に対し戸別訪問し、調査書を回収する、③農地を貸したい人のリストを活用し、新規参入者への貸付 け等について、各地区の農地所有者の意向把握に努める、以上のとおりとしております。

取組時期はそれぞれ、①10月、②2月、③3月として設定しております。

農地係長

(3) 新規参入相談会への参加目標について説明いたします。

毎年11月頃、千葉県で新規就農希望者等を対象とした相談会が開催されており、そちらへの参加を目標として設定しています。 相談会では、オンラインにて新規就農希望者との相談を行う予定です。

新規参入相談会への参加回数は1回、開催時期は11月、相談会名は「千葉県農林水産就業相談会」、参加者数は1名、開催場所は 未定です。

ただ、昨年は千葉市中央区にある千葉ポートスクエア内TKPガーデンシティ千葉で行われましたが、今年度についてはまだ決まっていないため「未定」と記載しています。

相談会の内容は、オンラインによる新規就農希望者との相談と記載いたしました。

説明は以上です。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

農政小委員長

以上が農政小委員会で作成した案となります。

報告は以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

ご意見がないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、原案どおり令和5年度の最適化活動の目標を設定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

続いて、協議事項に移ります。

農地利用最適化推進委員の選定についてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局です。本日開催した第1回評価委員会において、船橋市農地利用最適化推進委員候補者選定に関し、評定表の検討をしていただき、評定表の案が整いましたので、農業委員の皆様に協議をお願いしたいと思います。

それでは、評価項目についてご説明いたします。

船橋市農地利用最適化推進委員候補者の評価項目について(案)と評価項目新旧対照表をご覧ください。

評価項目評定表の(1)から(5)につきましては、前回どおりの内容及び配点でございます。今回、国からの通知で示された最適化活動に関する項目を新たに加えましたので、変更した部分のみ説明いたします。

(6) 農地利用の最適化の推進活動への理解は、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長より発せられた通知により、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担が明確に示されたため加えた項目です。現在の農地利用最適化推進委員は、この役割により日々活動をしているので、役割を理解していると判断できます。

また、現任推進委員が退き、新たに地域から推薦または応募された者については、現任推進委員がその業務内容について十分説明 し、理解を得た上で、推薦・応募をしていただくようお願いしてまいりました。理解の有無は、応募・推薦様式への記載された内容 により判断できるものと思われます。

(7) 特筆点については、前回からある項目ではありますが、一部変更を加えましたのでご説明いたします。

先にご説明いたしました国の通知において、推進委員の選考における点検・評価結果の活用について指示があり、農業委員会は、 推進委員を委嘱するに当たり、点検・評価を受けたことのある者の選考を行う場合は、当該点検・評価の結果を考慮するものとする とされました。このことから、現任の推進委員での今回の応募推薦者は、この(7)において評価をいたします。

評定としては、目標を下回る結果となったものについては加点をせず、目標に対して期待どおりの結果が得られた以上のものについてのみ、加点することを考えております。

なお、この点検・評価の結果は、5月の農政小委員会で検討、その後の総会にて決定いたします。

局長

評定表についての説明は以上になります。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局(案)のとおり事務を進めることとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局です。報告事項の2から9まで、順次ご報告をいたします。

最初に、報告事項の2、農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書8ページに記載のとおり、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項3、農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書の9ページから11ページに記載のとおり、2月中に15件の届出を受理いたしました。

続いて、報告事項4、農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書12ページから13ページに記載のとおり、2 月中に10件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項2から4の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項の5、転用許可に伴う工事完了報告について、議案書14ページから21ページに記載のとおり、21件の報告がありました。

報告事項6、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書22ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。 事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認しましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項7、生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書23ページから29ページに記載のとおり、14件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたのでご報告いたします。

局長

続いて、報告事項8、職員の綱紀の保持についてでございます。こちらは配付資料はございません。職員の綱紀の保持について、 年度初めである令和5年4月3日に市の総務部長より、職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底について通知がありました。

特別職の地方公務員である農業委員、推進委員の皆様におかれましても、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いについて十分注意いただきますようお願いいたします。

また、農業委員会等に関する法律第14条及び第24条により、農業委員、推進委員の皆様におかれましては、職務上知り得た情報の秘密保持義務が課せられておりますので、併せてご留意いただきますようお願いいたします。

報告事項9、農地利用最適化推進委員の募集結果についてでございます。令和5年2月15日から3月14日まで募集しておりました次期農地利用最適化推進委員につきまして、議案書30ページに記載のとおり、募集人数13名に対し、16名の方より応募がございました。内訳といたしましては、農業者13名、農業者以外3名となっております。詳細につきましては、皆様のお手元にお配りしてございます「農地利用最適化推進委員の応募状況(令和5年3月14日)」をご覧ください。

報告は以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後4時8分)

続きまして、事務連絡がございます。

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時15分第4回農業委員会総会の閉会を宣言した。

議長

事務局

議長

農政小委員長